

独立行政法人国民生活センター監事（非常勤）選任理由

独立行政法人国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施し、及びその利用を容易にすることを目的とする法人である。

そうした組織にあつて、監事のポストには、そのミッションとして、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、本法人の業務内容の適正性・法令遵守状況など、業務全般の監査を行い、その結果を踏まえ、必要があると認められるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することが求められる。このため、本法人の監事は、このような監査業務を的確に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

柏尾哲哉氏は、弁護士としての高い専門性を有するほか、内閣府と消費者庁において、長年にわたり、法令遵守の観点から通報の受付等を担当する組織の長を勤め、行政機関における適正な業務遂行、法令遵守に係る業務に精通している。また、消費者庁法令等遵守調査室室長として、消費者庁の業務に係る通報等に関する調査等に従事してきたところ、消費者政策や消費者行政に係る豊富な知識・経験を有する。こうしたことから、同氏は、本法人の監事として最適の人物であると考え、監事となるべき者として選任したところである。